

第5号様式（要綱第9条・14条関係）

運搬車両台紙

斜め前

*車両番号が確認できるものを貼付すること。
*更新の場合は、許可番号が確認できるものを貼付すること。

車両番号

横

*更新の場合は、許可番号が確認できるものを貼付すること。

車両反対側面に
許可番号記載済
(確認し、チェックすること)

後ろ

*車両番号が確認できるものを貼付すること。